

特定計量器定期検査のお知らせ

取引や証明に使用する計量器（はかり）は、2年に1回定期検査を受けることが計量法で定められています。

令和3年度は9月15日（水）に留寿都村役場公用車車庫で定期検査を実施します。

新規で対象になる場合につきまして、令和3年7月30日（金）までに裏面の調査票にご記入の上、役場企画観光課まで提出していただきますようお願いいたします。

令和元年9月19日に実施された、令和元年度定期検査の対象事業所の方については、後日直接郵送にて、調査票をお送りいたします。

取引・証明に特定計量器（はかり）を使用する場合、次のことが必要になります。

検定証印等のついた「はかり」を使用し、
2年に1度、定期検査を受けること。



<検定証印>



<基準適合証印>

取引・証明に使用不可

家庭用印のついた「はかり」は
取引・証明に使用できません。



<家庭用印>

◎何かご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

留寿都村役場企画観光課
電話 46-3131

調 査 票

氏名または名称	
住 所	虻田郡留寿都村字
電話番号	() —

検査対象計量器

計量器の種類・個数	能 力	分銅・おもりの個数	購入年月日

手数料一覧

種類	能 力	手数料	種類	能 力	手数料
機械式	100 kg以下	700 円	電気式	100 kg以下	1,900 円
	250 kg以下	1,100 円		250 kg以下	2,600 円
	500 kg以下	1,800 円		500 kg以下	2,900 円
	1 t 未満	2,900 円		1 t 未満	4,400 円
棒ばかり	 	350 円			
手ばかり	 	350 円			
分銅	 	10 円			
おもり	 	10 円			

※ 手数料は、一個当たりのものとなります。

備 考

※ この調査票には、令和元年9月19日以降に購入したばかりのみ記入してください。